

# 耐震・環境不動産形成促進事業

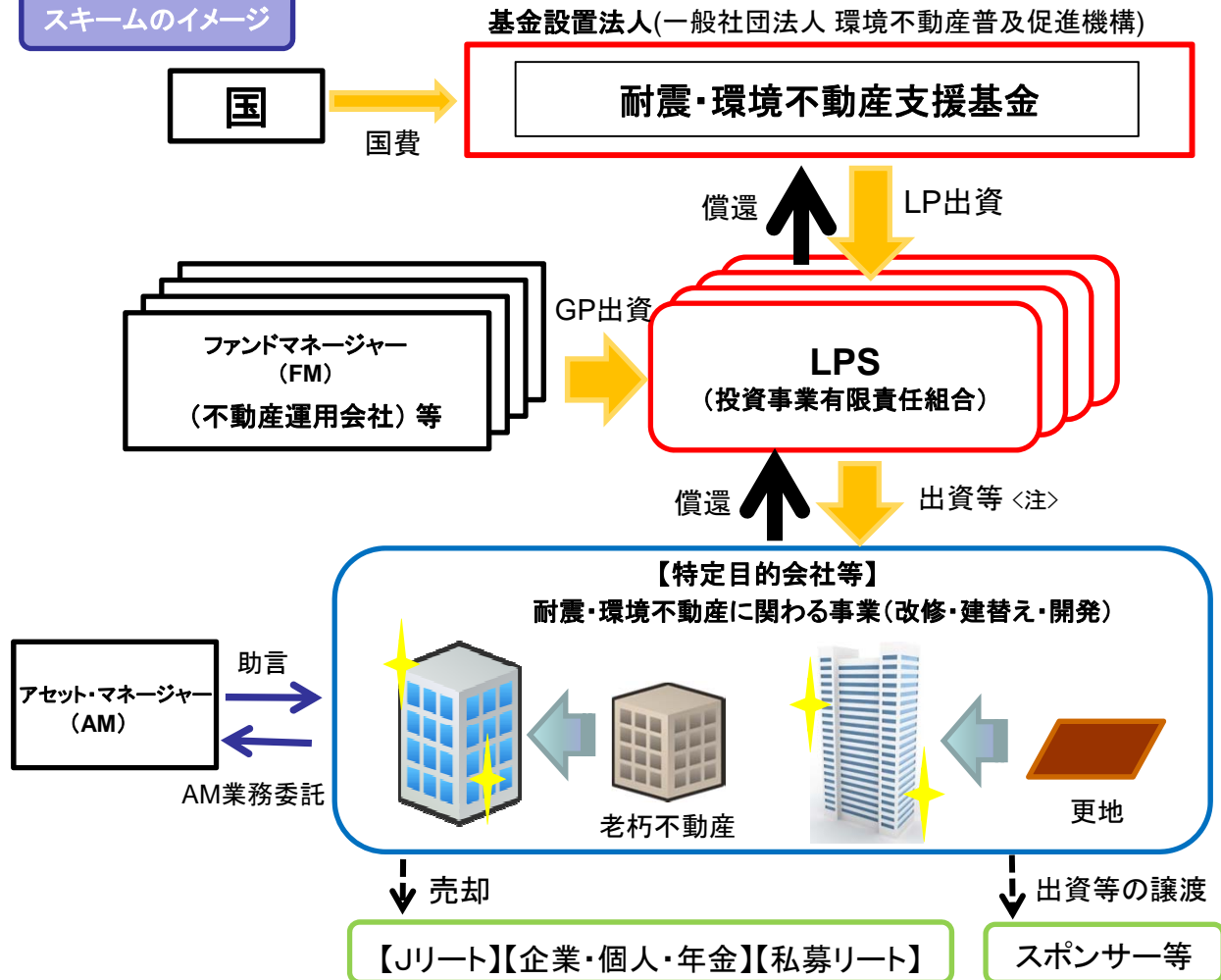
## ■事業の概要

資金調達等が課題となって再生・利活用が進まない老朽・低未利用不動産について、国が民間投資の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の資金やノウハウを活用して、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成(改修・建替え・開発事業)を促進する。

## ■事業の目標

老朽・低未利用不動産の改修、建替え又は開発を行い、耐震・環境性能を有する良質な不動産を形成する事業を促進することにより、地域再生・活性化に資するまちづくり及び地球温暖化対策を推進する。

### スキームのイメージ



### 事業要件

#### 〈対象事業〉

次に掲げるいずれかの事業

- ①耐震改修事業
  - ②次のいずれかの環境性能を満たすことが見込まれる改修、建替え又は開発事業
    - イ 建物全体におけるエネルギー消費量が、事業の前と比較して概ね15%以上削減
    - ロ CASBEE Aランク以上であること 等
- ※原則として事業後延床面積が2,000㎡以上

#### 〈対象事業者〉

特定目的会社(TMK)、株式会社又は合同会社であって、専ら対象事業の施行を目的とするもの 等

投資家のリスク選好に応じた資金

〔出資〕  
〔融資〕

〈注〉LPSが対象事業者に対する投資として株式会社の株式又は特定目的会社(TMK)の優先出資を取得・保有する場合、当該投資が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第5項・第2項に該当する際には、該当する不動産運用会社・スポンサー等は同項で規定されている事前の届出を忘れずに行ってください。